

**Topics****中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

**★《国家税务总局〈重大な租税法違反案件に係る情報公開弁法（試行）〉の改訂に関する公告》の解説  
(国家税务总局公告, 2016年第24号, 2016年4月16日発布)**

改訂後の〈重大な租税法違反案件に係る情報公開弁法（試行）〉（以下“本弁法”）の内容および解説は以下のとおりである。

**一、改訂の背景**

第18回中央委員会第3回全体会議においては「健全かつ誠実な社会システムの構築、不正行為への刑罰」、《国民経済と社会発展の第十二次五年計画要綱》では「社会信用システムの早期構築」が提唱されている。これらの実現にあたり、税務領域におけるシステム整備の加速、社会および世論による監督機能の発揮、重大な租税法違反行為への処罰による納税者の納税意識向上、さらに税務機関による執行の規範化が必要であり、国家税务总局は2014年7月4日に〈重大な租税法違反案件に係る情報公開弁法（試行）〉を公開し、2014年10月1日より施行した。本弁法施行から1年余りが経過しており、本弁法は租税法違反行為に強力な統制効果をもたらすとともに、健全な納税及び社会信用システムの構築を促進してきた。しかし、本弁法を運用するにあたり、国家税务总局においても一定の問題が発見されている。例えば、案件公開の基準が統一化されていないこと、案件公開に係る手続きが煩雑であること、情報伝達が遅れていること、案件公開および懲罰の執行に係る責任主体が不明確であること、並びに救済手段が欠けていることである。これらの問題に対応するため、統一的な基準運用、システム化等の原則に従って、本弁法を改訂した。

**二、改訂の意義**

本弁法は、税務総局が《国税および地方法の監督管理体制改革法案》に準拠して、健全な社会システム構築を推進する重要な取り組みとして党中央、国务院の全体部署に徹底するものである。これは、全社会に向けて重大な租税法違反案件の情報を公開し、社会および世論による監視、懲戒による信用失墜の措置をもって、各種の重大な租税法違反行為に

効果的に打撃を与えるとともに、納税者の法令順守精神向上、社会的公平性および法的公平性の維持に寄与する。すなわち順法者の活動は阻害せず、違法に手を染める者の活動を阻害するという健全な社会システムの構築に寄与するものである。

**三、改訂の主な内容**

改訂後、本弁法は計十八条となる。重大な租税法違反案件の公開原則、案件基準、公開内容、公開方法、救済措置、情報保管、懲罰措置等の内容について改訂が行われており、主な内容は以下のとおりである。

**(一) 法令に関する構成の調整**

本弁法の各条項について一層の明瞭化を図るために、本改訂にあたり章を増加して計十八条とし、第1章：総則、第2章：案件基準、第3章：情報公開、第4章：懲罰処置、第5章：附則としている。

**(二) 全体原則の改訂**

根拠の説明を追加し、適用範囲、基本原則、全体構成、執行責任および責任主体に係る改訂を行った。

**(三) 案件基準の改訂**

重大な租税法違反案件として取り扱われる基準の改訂は本改訂の重点である。これまで同基準の改訂は国家税务总局、各省局、各市局がそれぞれ制定していた。今回の改訂では、公平性・公正性を確保するために全国の基準を統一化すると同時に、旧弁法の第六条を廃止した。具体的には、本弁法改訂前の脱税案件基準であった「追徴税額500万元以上、かつ、全納税額の10%以上」を、「追徴税額100万元以上、当該納税年度の追徴課税が同年の各税種納税総額の10%以上」に改訂、(財産隠し等による)未納税額の納税回避案件について、「追徴税額500万元以上のもの」から「納税不足額100万元以上のもの」に改訂、增值税発票の偽造および輸出還付の不正搾取案件は、「偽造発票累計額1,000万元以上」

から金額基準なしに改訂、普通発票偽造発行案件は、「累計額面5,000万元以上」から、「偽造発行枚数100枚もしくは40万元以上」に改訂した。さらに、偽造、不正変更、違法発票発行専用用品等の章を追加し、これらについては金額基準等を設けないとした。

**(四) 情報公開に関する改訂**

**1. 公開内容の改訂**

現在、全国規模で企業および農村合併企業の全てについて「三証合一」推進業務が完了し、営業許可証上、「統一社会信用コード」という番号が使用され、個人事業主はこれまで通り責任者の身分証明証をもって税務登記を行っている。本弁法において「納税者識別コード及び組織機構コード」を、「統一社会信用コードもしくは納税者識別コード」に改めた。また、公開内容に、裁判所判決によって確定した実際責任者、および、重大な租税法違反案件に対し直接責任を負う仲介機関並びに従業者を追加した。これは、補足条項を正式条項に改訂するほか、公開内容の細分化を図る。

**2. 公開形式の改訂**

これまで「各級税務機関のそれぞれの管理するサイトにて公開する情報」として案件が公開されてきたが、旧弁法の第九条を削除するとともに、本弁法改訂後の案件の公開方法は、省局のサイトから対外的に公開するという方法に統一されることとなり、国家税务总局のサイトが各省局により公開された情報との連携を図る。改訂後は検索が利便化されることになり、税務に関する「ブラックリスト」の社会に与える影響から抑止力の効果が期待される。

**3. 救済措置の増加**

本弁法第九条として案件公開に対する救済手段を追加している。主に2種の救済措置を規定しており、一つは、公開前に既に税額、滞納金、罰金を支払った当事者について、税務機関は案件公開情報システムによる公開をおこなわないというものである。もう一方は、案件公開後に当事者が税額、滞納金、罰金を支払った場合、税務機関は公告一欄から当該情報を削除し、関連する執行部門に通知するというものである。救済措置増加の意義として、当事者の積極的な納税を促すという一面のほか、不正を正した当事者の今後の社会活動への負の影響を和らげる機会を与えることにより、税務執行における剛柔兼備の姿勢を明らかに

するという側面がある。

**4. 追加情報の永久保存**

本弁法第十一条として、「案件情報が一旦重大な租税法違反案件公開システムに登録された場合、納税者の信用に係る永久保存情報となる」旨を追加。対外的に公開するか否か、公開後に削除されるか否かに関わらず、税務機関は当事者に対し厳格な税収管理を継続して行うこととなり、当該情報が「ブラックリスト」として取り扱われることによる税収管理環境の重要な意義を明らかにする。これは、社会信用システム構築における不可欠な部分であり、租税法違反行為への抑止力を一層増加させるものである。

**(五) 懲罰に関する改訂**

**1. 懲罰内容の改訂**

第十二条第一款第一項において、《納税信用管理弁法（試行）》に適用するD級納税者に関する管理措置を削除し、「D級納税者管理措置に対応する適用」に改訂した。本弁法の改訂後の記述により、《納税信用管理弁法（試行）》の都度本弁法を改訂する必要はなく、本弁法の一貫性を保持できる。

同条第二項では、「追徴課税額が不足する当事者の出国前」を、「追徴課税額が不足する納税者もしくはその法定代表人の出国前」に改訂した。改訂後の本弁法は《中華人民共和国税収管理法》における内容と一致することとなる。

同条第三項は、工商部門、金融部門、人民裁判所が連携して懲罰する条項の整合化を図り、「税務機関は、重大な租税法違反案件情報を懲罰の執行を行う関連部門が管理措置を執行する際の参考となるべく当該関連部門に提供しなければならない」という統一した調整を行い、連携して懲罰措置にあたる案件が発生した際に、本弁法について改訂しなければならない問題を解決した。

**2. 動態管理の追加**

第十四条において、「重大な租税法違反案件情報について動態管理を実施し、案件情報に変化があった場合、本弁法の第十三条にそって案件情報を提供する税務機関はただちに同級の連携懲罰部門に最新情報を提供することを要する」を追加。改訂後の内容は、《重大な租税法違反案件の当事者に対する連携懲罰措置に係る共同備忘録》に相関するものである。

**(六) 附則の改訂**

**1. 審査主体の明確化**

## Topics

第十五条は、「行政処理を行い、処罰決定を行う税務機関」を、「調査を実施する税務機関」に改訂し、当事者の異議に対して再審を執行し、処理を行う主体を税務機関とすることを明確にした。  
2.「税務機関」の解釈に係る説明を追加

### ★《国家税务总局 経費支出額から収入を換算する方式により非居住企業の課税所得額を算出する計算公式の改訂に関する公告》の解説 (国家税务总局公告, 2016年第28号, 2016年5月5日発布)

《国家税务总局〈外国企業の常駐代表機構に係る税収管理暫行弁法〉発布に関する通知》(国税发[2010] 18号) および《国家税务总局〈非居住企業の所得税に係る査定徴収方式の徴収管理弁法〉発布に関する通知》(国税发[2010] 19号, 以下, 19号通知)において規定された非居住者企業の査定徴収方式の一つは支出経費により収入を換算し、納稅額を算出する方法である。

国务院の統一部署により、2016年5月1日以降、全国範囲で営業税から増価税への転換(以下、営改増)が推進され、統いてこれまで営業税の課税対象であった収入が増価税課税に転換された。これにより、営業税は内税であり、増価税は外税であることから、上述の通知における査定徴収方式での課税所得額計算公式では非居住企業の課税所得額を正確に算定できない。これより、今後の計算公式を以下のとおり改める。

課税所得額=本期経費支出額/(1-みなし利益率)×みなし利益率

(注) 旧計算公式:

課税所得額=本期経費支出額/(1-みなし利益率-営業税率)×みなし利益率

税務申告時の正確な計算を促すため、国家税务总局は、《国家税务总局〈中華人民共和国非居住企業所得税年度納税申告書〉等の申告書に係る公告》(国家税务总局2015年第30号)における関連の記載説明を行う。すなわち、《中華人民共和国非居住企業所得税四半期、年間納税申告書(査定徴収方式企業に適用)/(恒久的施設がない法人及び国際運輸免稅申告)》に係る記載の説明において、「経費支出額に応じて課税所得額を換算する」の「換算する収入額」の計算式を改訂した。

主管税務機関は営改増後、条件に符合する非居住企業について経費支出額から収入を換算して課税所得額を計算するものは、19号通達で確定する利益率の範囲内で査定徴収を行う。

本公告の施行時期は営改増と整合する必要があり、2016年5月1日から施行する。

第十六条について、「本弁法でいう税務機関とは、国家税务总局、省級以下の国家税务总局、地方税務局を意味する」という条項を追加した。情報公開及び懲罰実施の主体は各級税務局であり、各級査察局、分局、税務署は含まれないことを明確化した。

※本記事は、中国政府、国家税务总局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集團(以下、「CTA C」といいます。)が作成・訳したものと、信成国際税理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成国際税理士法人は本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。



## TAX NEWS SERVICE(TNS)

### ★中華人民共和国《金融サービスに対する増価税の明確化》

(2016年5月3日)

【IBFD中国事務所のShiqi Maからの報告】

財部(Ministry of Finance: MoF)及び国家税务总局(State Administration of Taxation: SAT)は2016年4月29日付通達(財税[2016] 46号)を発布した。同通達は2016年5月1日に施行される。その内容は、金融サービスに6%の増価税(VAT)を課税することを定めた財税[2016] 36号において言及される金融サービスの対象範囲にどのような金融取引が含まれるかを明確化するものである。

財税[2016] 46号によれば、財税[2016] 36号でいう銀行間取引の利息には、有担保買戻条件付購入の金融商品並びに開発及び政策が規制される金融商品が発行する債券から発生する利息が含まれる。残存期間が1年を超える、かつ当初拠出金の払戻し保証を伴う、増価税免除対象生命保険には、その他の年金保険、すなわち、養老年金保険(old-age pension insurance)以外の年金保険が含まれる。

農村信用社、村鎮銀行、農村資金互助社、並びに鎮(town)及び県(county)レベルの他の農村金融協同組合及び銀行は、増価税の目的上、ローン又はその他の金融商品から発生する利息に対して3%の税率で簡易計算方法(すなわち、仕入税控除を伴わない低税率)を適用できる。中国農業銀行が「三農金融事業部(Financial

Affairs of Three Categories of Farmers)」と呼ばれる特別部門を通じて農家及び農村企業/組織に提供するローンによる所得に対してもこれと同じ方法を適用できる。

### ★中華人民共和国《みなし利益ベースで課税される非居住企業に適用される課税所得の計算方法の変更の告示》

(2016年5月13日)

【IBFD中国事務所のShiqi Maからの報告】

国家税务总局(State Administration of Taxation: SAT)は2016年5月5日付で、みなし利益ベースで課税される非居住企業に適用される課税所得の計算方法に関する告示(SAT公告[2016] 28号)を公布した。同告示は2016年5月1日から適用される。

みなし利益ベース(すなわち、コストプラス方式)で課税される非居住企業に発生した利益は、国税发[2010] 18号及び国税发[2010] 19号の規定に従い以下のように計算される。

■課税所得=当期経費支出額÷(1-みなし利益率)×みなし利益率

SAT公告[2015] 30号の付録に定められた計算方法は以下の通り。

■算定課税所得=経費支出総額÷(1-みなし利益率)

計算方法が変更された理由は、2016年5月1日より前の計算では営業税を含む費用/経費支出額が使用されて

ONLINE  
Access essential tax facts for over 200 jurisdictions, directly on your mobile phone  
Today's work reality is not deskbound. Enjoy the convenience of accessing the essential tax facts you need from your mobile phone, without delay.

**IBFD Mobile Tax Facts** is a mobile website optimized for smartphone browsing: it loads quickly and is easy to navigate. This cost-effective package enables you to access essential tax facts directly from your mobile phone, when you cannot log on to a computer.

#### IBFD Mobile Tax Facts – Full Set Main contents

- News (TNS and EVD news of last three months)
- Key Features (national and sub-national)
- EU VAT Rates Tables
- Holding Companies Tables
- Interest and Penalty Tables
- Tax Management Tables
- Transfer Pricing Tables
- Withholding Tax Rates Tables
- Glossary (including EVD Glossary)
- Journal Abstracts

**Format:** Online  
**Price:** € 155 / \$ 210 (VAT excl.)

Please note that IBFD Mobile Tax Facts is also available in Light Set and VAT Set versions. More information on [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org).

**Try IBFD Mobile Tax Facts for free!**  
Visit [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org) and search IBFD Mobile Tax Facts in our webshop to take a free trial or to get more information.

**Order and information**  
Visit [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org) or place your order by contacting Customer Service:  
Phone: +31-20-554 0176;  
Fax: +31-20-620 8626;  
Email: [info@ibfd.org](mailto:info@ibfd.org); [www.ibfd.org](http://www.ibfd.org)



IBFD, Your Portal to Cross-Border Tax Expertise